

全国首長九条の会ニュース

2020年4月18日 第3号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル303 九条の会気付

☎03-3221-5075 fax03-3221-5076

メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp

安倍首相が新型コロナ特措法で緊急事態宣言

新型コロナウイルスによる感染者の拡大が続く中、安倍首相は4月7日、緊急事態宣言で7都府県を指定しましたが「感染ペースが加速」と4月16日には対象を全国に拡大しました。

東京・有明の5・3憲法集会は国会正門前からのネット配信に変更となりました。衆院憲法審査会の新藤与党筆頭幹事は4月7日、山花野党筆頭幹事に、「緊急事態における国会機能の確保」の文書を渡し憲法審査会での議論を呼びかけ、4月10日には自民党憲法改正推進本部の開催を強行するなど新型コロナを利用した改憲策動を強めるなど事態は緊迫しています。

2号から1ヶ月、会員は130人と変わりません。しかし結成のつどいに参加された市民のみなさんから「賛助会員になる」との連絡をいたぐなど首長九条の会への期待は広がっています。この号では、共同代表の武村正義さんと小池清彦さん、会員の藤田恵さん、そしてニュースを読んで現職のころお知り合いになった方々が寄稿しておられことに勇気づけられたと投稿していただいた石田芳弘さんの4人を掲載します。

憲法と私

元滋賀県知事 武村正義



私の十代は憲法をめぐって

賑やかであった。戦争に負けて三年経って新憲法が施行された。敗戦が小学校五年生であり、新憲法の誕生は中学一年生だった。「新しい憲法ができました。日本はもう二度と戦争をしない国になりました」と担任の先生は教えてくれた。

私たちはこの憲法を素直に受け入れた。戦争のない平和主義の日本。この国はきっといい国になると信じた。しかし二年経つと隣の朝鮮半島で戦争が起こった。にわかに日本の世論も騒がしくなった。「再軍備」や「憲法九条の改正」が新聞で報道され、子供心にも不安が募った。

高校二年生の時、生徒会長になって、その就任あいさつで私は「吉田内閣打倒」と叫んで、校長から無期謹慎処分を受けてしまった。憲法の戦争放棄と平和主義が否定され、戦争

のできる国に逆もどりすることは、どんな理屈があっても納得できることであった。

73年間、日本人がこの憲法の平和主義を変えなかつたことに、私は大きな誇りを感じている。この国とこの国の憲法に榮あれ。

平和憲法を有するゆえ

元加茂市長 小池清彦



原子爆弾の使用は、人類の歴史上最大の犯罪であります。日本は、使用された2発の原爆のすべてを浴びた国であります。このゆえに、日本は平和憲法を持つに到っているのであり、このことは、世界中の人々がよく知っているところであります。従って、平和憲法を有する日本の立場は、極めて強固なものです。この日本の強い立場によって裏付けられた平和憲法を有しているがゆえに、日本はアメリカからの「アメリカ並みの海外派兵」の要求を

容易に拒否することができるのであります。いかなる形であっても、平和憲法を改正するときは必ず「海外派兵をすることができる」という規定が憲法に入れられることになり、日本は「アメリカ並みの海外派兵」を行わなければならなくなつて、多数の戦死者を出すことになります。その時は自衛隊に入る人はいなくなり、必ずや徴兵制を敷かざるをえなくなつて、日本人は世界の熾烈な戦場で命を落し続けることになるのであります。私たちは、断固として、平和憲法を守りぬき、民主主義を守りぬきましょう。

憲法裁判所と抽象的審査制

元徳島県木頭村長 藤田恵

法律が憲法違反であるかどうかの裁判所への提訴は、具体的にその法律で被害を受けたなどの事実を提起しなければ、審査の資格がないというのが、今までの付隨的違憲審査制です（同主旨芦部信喜「憲法」2011年岩波書店366頁以下）。私はこれを、その法律で今直ちに具体的な被害は無くても、違憲を争えるような抽象的審査制でなければ憲法訴訟は有名無実になり兼ねないと思います。

現に私も加わっている2016年から始まった東京地裁への安保法制違憲訴訟でも「平和的生存権は具体的権利ではない」「人格権を脅かすなどの戦争の危険はない」などの理由で安保法制を違憲とする判断を回避しています。これなら海外派兵で戦死でもしなければ違憲訴訟は不可能となります。

憲法9条をどのように解釈しても、また法的効力を有する憲法前文の平和主義からも、安保法制で海外派兵は憲法違反であることは明白です。

結論として、安倍政権のように一時的な政権や多数決に左右される裁判所を始めとした司法では三権分立は死んだのも同然です。私は、ナチス政権や安倍政権を見るまでもなく、一時的な政権や多数決に左右さ

れない立憲的改憲による憲法裁判所と、抽象的審査制でなければ真に憲法は護れないと思います。（2020年4月12日記）

憲法9条は 不動の北斗七星

元犬山市長石田芳弘



若いころ故郷の市長選挙を手伝ったのが機会となって政治への志に火が付きました。愛知県議会議員を3期務めたのち、地方分権が時代の潮流になり始めた1995年、犬山市長に就任しました。

学校で民主主義における三権分立制度を学習しましたが、地方自治こそが、中央集権の権力を分散する重要な装置であるということに気づきました。

12年間の市長職のうち衆議院議員になり、地方自治の重要性をさらに痛感しました。ドイツの社会学者マックス・ウェーバーは国家とは暴力によって基礎づけられていると「職業としての政治」で述べていますし、クラウゼヴィツは「戦争論」の中で国家は暴力装置であり、戦争は内政の延長であるという考え方をしています。国家の持つ暴力性に追従するか、その動きを阻止するかは、地方政治が重要なイニシアチブを握っていると確信します。

国際平和という言葉から始まる国連憲章は、第1次、第2次世界大戦での人類の破壊行為に対する深刻な反省から、平和という理想を高々と掲げたものであり、その流れの中から制定されたのがわが日本国憲法であります。人類普遍の理想をうたった日本国憲法の中心に聳え立つのが第9条であり、平和主義です。世の中が混乱し、進むべき道が見えなくなつた時にこそ、見上げれば夜空に輝く不動の北斗七星のように我々の進むべき道を示してくれるのが日本国憲法第9条なのです。

地方自治の中で生きてきたわれわれ首長の会のメンバーこそ、国政の権力構造のバランス役を果たし、日本国憲法9条の理想を守り抜きたいものです。